都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」について(技術的助言)

平成18年4月10日付け国住指第79号において、標記の「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」の第1章「適用範囲」及び第2章「設計指針」を通知したところであるが、この度、第3章「施工指針」及び第4章「計算例」を作成したので別添のとおり送付する。

今後、あと施工アンカー等の材料を本指針に定められた適用範囲内で使用することを条件に、当該材料の製造メーカー等からの申請に応じて、速やかに当該材料に関する許容応力度及び材料強度の指定を行う予定である。

また、これらの材料を本指針に定められた適用範囲外で使用する場合には、個別の事案ごとに設計・施工上の条件を付すことにより対応するので、改修計画の検討の段階で速やかに当職までご相談願いたい。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。